

障害福祉関係ニュース 平成30年度6号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算359号
(平成30年8月17日発行)

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

I. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた社会福祉施設等に対する災害復旧に係る融資について …P. 1
- 2 「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について …P. 2
- 3 放課後等デイサービスの運用改善に向けた取り組みについて …P. 3

II. その他の関連情報

- 1 平成30年度 第1回障連協セミナーのご案内 …P. 4
- 2 病院・診療所及び社会福祉施設等に対する腰痛予防対策講習会について …P. 4
- 3 平成30年7月豪雨にかかわる義援金へのご協力をお願い …P. 5

I. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた社会福祉施設等に対する災害復旧に係る融資について

独立行政法人 福祉医療機構では、平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による被災施設等に対する災害復旧に係る融資について、融資率を引き上げる等の特例措置を講じることとしました。

被災された地域の病院や福祉施設などの災害復旧にかかる融資（利率の低減等）や既往債務の条件変更（償還期間の延長等）、また、年金担保貸付や年金住宅融資などをご利用の皆さまへの返済猶予などを行っています。

詳細につきましては、下記福祉医療機構ホームページをご覧ください。

[福祉医療機構 HP] ホーム > 重要なお知らせ > 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で被災された皆さまへ

http://www.wam.go.jp/hp/home/home-topics_list-tabid-394/recovery_h30_05-07/

2. 「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について

平成 30 年 7 月 25 日、「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されました。

本改正法の趣旨は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めるものです。

今後、規制対象となる施設・事業所の具体的な類型が政令で定められ、個室等の居住空間の取り扱いはそれぞれ年明け以降に解釈通知で示される予定です。本改正法の概要は下記および厚労省ホームページをご参照ください。

【改正の概要】（※主なものを記載）

1. 国及び地方公共団体の責務等

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。

(2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。）は、(1) に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

〔原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール〕

A. 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、旅客運送事業自動車、航空機

→禁煙（敷地内禁煙）

※屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる。

B. 上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道

→原則屋内禁煙（喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）

※経過措置：加熱式たばこ…原則屋内禁煙（専用喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可）

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1) の適用除外とする。

(4) 喫煙をすることができる室には 20 歳未満の者を立ち入らせてはならない。

(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならない。

(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者が(1) に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

【施行期日】

2020 年 4 月 1 日（ただし、1 及び 2（5）については公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日、2. A 波線部の施設に関する規定については公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日）

【健康増進法の一部を改正する法律 概要】

厚生労働省 HP ホーム > 所管の法令等 > 国会提出法案 > 第 196 回国会（常会）提出法律案 > 健康増進法の一部を改正する法律案

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-11.pdf>

3. 放課後等デイサービスの運用改善に向けた取り組みについて

平成 30 年 7 月 26 日、厚生労働省は、「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に係る事業所影響調査」の結果を踏まえ、事務連絡「放課後等デイサービスの運用改善に向けた取組」を发出しました。平成 30 年度報酬改定に伴う新判定により、放課後等デイサービスの報酬区分が「区分 1」と判定された事業所の割合に自治体ごとのばらつきが見られたことから、新指標による再判定を積極的に実施するよう、自治体に求めたものです。

再判定の実施について

以下に該当する障害児等に対し、市区町村において 9 月末までに新指標による指標該当の再判定を積極的に実施すること。

- ①保護者等からの聴き取りを行うことなく書面のみで判定を行った児童
- ②利用している放課後等デイサービス事業者から、合理的な理由に基づく再判定の求めがあった児童 等

適切な判定のために留意すべき事項

- ①保護者に加え、相談支援専門員、放課後等デイサービス事業所等から収集した情報も活用しつつ、障害児の状態の適切な把握に努める。
- ②判定の結果、非該当となる児童が以下の手帳の所有者又は特別児童扶養手当の受給対象児童である場合は、新指標による各項目が適切に判定されているか、再度確認を行う。
 - ・療育手帳（A 区分）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（1 級または 2 級）
- ③新指標による判定の実施に当たっては、「障害支援区分認定調査員マニュアル」（厚生労働省）に示す『できたりできなかつたりする場合』は『できない状況』に基づき判断する」等の基本的な考え方に準拠するとともに、各項目の判断基準について、障害支援区分における調査項目の留意点及び判断基準を準用する。

延べ利用児童数の算定について

報酬区分の導入後 3 か月経過後は、3 か月における障害児の延べ利用人数により算出することとしているが、これに加え、本事務連絡に基づく再判定による影響を勘案し、平成 30 年 10 月以降のサービス提供分に係る報酬区分については以下の取り扱いとする。

- ①平成 30 年 10 月以降のサービス提供分に係る報酬区分については、7 月 1 日から 9 月末までの 3 か月間の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合により決定する。報酬区分の変更が生じた事業所にあつては、10 月末までに新たな報酬区分に基づく届出を提出することとし、10 月のサービス提供分から新たな報酬区分を適用する。
- ②その際、平成 30 年 7 月 1 日から 9 月末までに行った判定により、非該当児が指標該当児となった場合には、7 月 1 日から指標該当児であったものとみなすこととして差し支えない。

参考：障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/kun/index.html

II. その他の関連情報

1. 平成30年度 第1回障連協セミナーのご案内

前号でもご案内のとおり、障害関係団体連絡協議会主催の標記セミナーが、平成30年9月4日（火）に開催されます。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて始動している、誰もが安心して快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりに向けた各自治体や関係機関の検討に際し、目指す社会を学び、今後障害福祉関係者がどのように関わっていくかなどの情報共有を目的に開催されるものです。

詳細は下記をご参照のうえ、ご関心のある方は是非ご参加ください。

障連協セミナー開催概要

日時：平成30年9月4日（火）10時20分～12時00分

場所：全国社会福祉協議会5階「第1・2会議室」

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

定員：30名程度（定員になり次第、締め切ります）

参加費：1,000円（資料代込）

申込締切：平成30年8月24日（金）

プログラム：

10：20～10：25	開会挨拶・オリエンテーション
10：25～11：55 ※質疑含む	講義「2020年オリンピック・パラリンピックを見据えた ユニバーサルデザインの街づくりに向けた取り組み」 講師 東洋大学ライフデザイン学部 人間環境デザイン学科 教授 高橋 儀平 氏
11：55～12：00	閉会

お申込先（事務局）

障害関係団体連絡協議会事務局（担当 安藤、高柳）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内

TEL 03-3581-6502 / FAX 03-3581-2428 E-mail z-shogai@shakyo.or.jp

2. 病院・診療所及び社会福祉施設等に対する腰痛予防対策講習会について

厚生労働省では、病院・診療所や社会福祉施設において、業務に起因する腰痛が多発している状況を踏まえ、同種の労働災害を防止することを目的として腰痛予防対策に係る講習会を開催することとしております。本講習会は委託事業（受託先：中央労働災害防止協会）として各都道府県において実施されます。

例年開催されている講習会ですが、今回、新たな内容として装着型ロボットを用いた好事例や介護福祉機器導入に関する助成金の紹介が行われます。また、昨年度と同様に「介護用福祉機器」を用いた実技と腰痛予防体操などの講習も行われますので、腰痛予防対策に向けて、是非ご参加ください。

全国47会場の開催予定等は、下記中央労働災害防止協会のHPをご覧ください。

[中央労働災害防止協会 HP]ホーム> 教育、セミナー・研修会 > メンタルヘルスケア/健康づくり/からだの安全 > 保健衛生業向け腰痛予防対策講習会

https://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html

3. 平成30年7月豪雨にかかわる義援金のご協力へのお願い

全国社会福祉協議会・社会福祉施設協議会連絡会では、各種別協議会等との協働のうえ、被災施設を支援するため、全国の福祉関係者を対象に義援金を下記のとおり募集しております。つきましては、特段のご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(1) 募集期間

平成30年7月23日(月)～平成30年8月31日(金)

(2) 送金口座

①三井住友銀行 東京公務部 (096) 普通 0167239

[口座名義] 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
社会福祉施設協議会連絡会(義援金口)

② ゆうちょ銀行 振替口座 00170-3-708194

[口座名義] 全国社会福祉協議会施設協連絡会義援金口

※ 大変恐縮ですが、振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします。

(3) 義援金の使途

義援金は現地支援活動費に充当せず、被災地の福祉施設の見舞金として全額送るものとする。

(4) 義援金の配分方法

義援金の配分方法については、別途、社会福祉施設協議会連絡会「会長会議」において検討する。

(5) 問合せ先

全国社会福祉協議会 法人振興部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階

TEL 03-3581-7819 / FAX 03-3581-7928

E-mail renrakukai@shakyo.or.jp